藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第５５３号

２０１３年（平成２５年）５月９日

藤沢市長　鈴木　恒夫　様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長　畠山　鬨之

都市計画の策定及び総合調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

２０１３年（平成２５年）４月２４日付けで諮問（第５５３号）された都市計画の策定及び総合調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

１　審議会の結論

(1)　藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。)第１０条第２項第５号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2)　条例第１２条第１項第４号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。

(3)　条例第１０条第５項及び第１２条第５項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4)　条例第１８条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

２　実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1)　諮問に至った経過

国土交通省では，密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に，都市の防災構造化や住民の

防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業（「災害危険度判定調査」「住民等まちづくり活動支援」「地区公共施設等整備」「都市防災不燃化促進」「密集市街地緊急リノベーション事業」「地震に強い都市づくり緊急整備事業」「被災地における復興まちづくり総合支援事業」）を実施している。都市防災総合推進事業の「災害危険度判定調査」は，ある特定の地震規模，震源，振動の伝搬，それによる建物倒壊，出火の可能性，死傷者数等を想定したいわゆる「被害想定」とは異なり，過去の主な地震災害や各種の研究成果において被害と因果関係が概ね明確である市街地の属性について，防災上の観点で都市的なレベル，地区のレベルそれぞれから市街地の現状を評価し，重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし，防災性を向上させるためのまちづくりを行う基礎的資料として活用する。

本市では，平成１３年３月に藤沢市都市防災基本計画災害危険度判定調査を策定しているが，策定から１０年以上が経過をし，市街地の現状も変わってきていることから，新たに重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし，藤沢市都市防災基本計画を改定するため，災害危険度判定評価の危険度データを更新するものである。

調査にあたって，市内全域の建物の利用現況についての情報が必要となるが，膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集することは，限られた時間，人員，予算の中では不可能である。

以上のことから，本調査業務の執行においては，資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報（以下「個人情報」という。）を利用することが必要かつ合理的であると考えられることから，本審議会に諮問するものである。

(2)　個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

ア　個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性

本調査で必要とする個人情報は，市内全域の家屋を対象とすることから，本人から個別に収集するとしたならば，莫大な時間，労力，費用を要する。

さらに，後述のとおり，本調査はコンピュータ処理にて行うため，すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから，迅速かつ合理的に本調査を進めるためには，他に方法がないことから所管課である資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

イ　本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報の範囲

家屋課税台帳等の記載事項のうち，表―１に掲げるもの。

表―１　目的外利用する個人情報

・家屋課税台帳 ・家屋補充課税台帳	・所在地番（家屋） ・現況構造（家屋） ・現況１階床面積（家屋） ・現況延床面積（家屋） ・建築年月（家屋）

(ｱ)「所在地番（家屋)」について

場所を確認するため。

(ｲ)「現況構造主体（家屋)」について

災害危険度判定調査ではゾーンごとに不燃化率等を算出していくため木造棟数，非木造棟数，耐火棟数を把握するため。

(ｳ)「現況１階床面積（家屋)」について

木防建ぺい率を算出するため，小ゾーンごとの１階床面積を把握するため。

(ｴ)「現況延床面積（家屋)」について

木造率を算出するため。

(ｵ)「建築年月」について

地震動・液状化による建物全壊数を把握するため，小ゾーンごとの建物構造・建築年代別に建築棟数を把握するため。

ウ　引渡しの方法について

電子媒体：容量に応じ「CD-ROM」とします。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については，通知に係る件数が市内全域における家屋課税台帳等（約１２万件）を対象とするものとなるため，通知すべき相手が多数の場合で，目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本来業務に支障が生じるため実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお，市民へは，都市計画課により，広報ふじさわを通じて周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア　コンピュータ処理の必要性について

本調査は，市内全域における家屋課税台帳等（約１２万件）のデータの集計を行う。紙ベースのデータでは，膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であることから，コンピュータ処理が必要となる。

イ　コンピュータ処理をする個人情報の項目

・家屋課税台帳 ・家屋補充課税台帳	・所在地番（家屋） ・現況構造（家屋）

	・ 現況１階床面積（家屋） ・ 現況延床面積（家屋） ・ 建築年月（家屋）

ウ　業務の流れ

収集した個人情報を電子媒体にて処理を行い，調書を作成する。

エ　安全対策及び日常的な処理体制について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については，次により個人情報の保護に努める。

(ｱ) 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

(ｲ) 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

(ｳ) データについては，IT 推進課より CSV データで抽出してもらい，CD-ROM に保存する際には，第三者がデータを見ることのできないように圧縮フォルダにパスワードを設定しデータの保存を行い，CD-ROM を受け取る。

また，CD-ROM からデータを都市計画課のネットワークドライブに保存する際には，CSV データにパスワードを設定し，必要最小限の職員のみの利用とする。

(ｴ) 個人情報の使用について

・本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

・第三者への提供は行わない。

(ｵ) ＣＤ-ROM の管理については，管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

(ｶ) 記録媒体については，利用終了後速やかに破棄する。

(5)　実施時期

２０１３年５月９日以降

(6)　提出資料

ア	藤沢市都市防災基本計画書（抜粋）	資料１
イ	作成調書（例）	資料２
ウ	小ゾーン図	資料３
エ	個人情報取扱事務届出書	資料４

３　審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について，次のように述べている。

ア　本調査で必要とする個人情報は，市内全域の家屋を対象とすることから，本人から個別に収集するとしたならば，莫大な時間，労力，費用を要する。

イ　本調査はコンピュータ処理にて行うためすでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが迅速かつ合理的である。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

(2)　個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知に係る件数は，市内全域における家屋課税台帳等約１２万件を対象とするものとなるため，通知すべき相手が多数の場合で，目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお，市民へは事前に広報ふじさわを通じて周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると，本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3)　コンピュータ処理について

ア　コンピュータ処理の必要性について

本調査は，市内全域における家屋課税台帳等（約１２万件）のデータの集計を行うもので，紙ベースのデータでは，膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であることから，コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ　安全対策について

実施機関では，次のような安全対策を講じている。

(ｱ) 藤沢市情報セキュリティポリシーに基づき十分にセキュリティの確保に努め，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守する。

(ｲ) 個人情報の使用について

a　本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

b　第三者への提供は行わない。

c　ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い，パスワードを設定し，必要最小限の職員のみがコンピュータでの処理ができるものとする。

(ｳ) 個人情報の保管・廃棄について

a　個人情報を紛失等から保護するため，管理責任者を定め，電子媒体は施錠できるキャビネットで保管する。

b　電子媒体については，利用終了後速やかに破棄する。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以　上